令和3年

第4回市議会定例会 議案第12号

函館市高齢者,障害者等の移動等の円滑化のために必要な 道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市高齢者,障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市高齢者,障害者等の移動等の円滑化のために必要な 道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例

函館市高齢者,障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「~第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等および自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「路面電車停留場等」を「路面電車停留場等の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に、

「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第33条 ~第37条)

「第7章 旅客特定車両停留施設の構造(第33条~第43条)

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第44条 に ~第48条)

改める。

第2条各号列記以外の部分中「第4号」を「同条第1項第4号」に改め、同条第1号中「自転車歩行者道」の後ろに「,自転車歩行者専用道路,歩行者専用道路」を,「自動車駐車場」の後ろに「もしくは旅客特

定車両停留施設」を加え、「または除雪」を「、除雪」に、「を除いた」を「または函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年 函館市条例第39号)第46条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分 の幅員を除いた」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造お よび設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等および自転車歩行者専用道路 等の構造」に改める。

第3条中「道路を」を「道路,自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路を」に改める。

第4条第3項中「または」を「もしくは」に改め、「いう。)」の後ろに「または自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の後ろに「または自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、当該道路の存する地域および歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の後ろに「または自転車歩行者専用道路等」を加 える。

第6条第1項中「歩道等」の後ろに「または自転車歩行者専用道路等」 を加え、同条第2項中「除く。)」の後ろに「または自転車歩行者専用 道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、 籠外から籠内が」を「または籠外および籠内に画像を表示する設備が設 置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改 め、同条第8号、第9号および第13号中「装置」を「設備」に改める。 第13条各号列記以外の部分中「以下」の後ろに「この条において」 を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第37条中「歩道等」の後ろに「, 自転車歩行者専用道路等」を加え, 同条を第48条とする。

第36条第1項中「歩道等」の後ろに「,自転車歩行者専用道路等」 を加え,同条第2項中「および自動車駐車場には」を「,自動車駐車場 および旅客特定車両停留施設には」に改め,同項ただし書中「および自 動車駐車場の路面」を「,自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の 路面または床面」に改め,同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の後ろに「または自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する 設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を 及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席(主として,高齢者,障害者等の優先的な利用 のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。)を設け る場合は,その付近に,当該優先席における優先的に利用することが できる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第46条とする。

第34条第1項中「歩道等」の後ろに「,自転車歩行者専用道路等」 を加え,「および自動車駐車場」を「ならびに自動車駐車場および旅客 特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4 項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定 車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設 ける操作盤,前条第6項の規定により設けられる設備(音によるもの を除く。),便所の出入口および第42条の基準に適合する乗車券等 販売所との間の経路を構成する通路には,それぞれ視覚障害者誘導用 ブロックを敷設するものとする。ただし,視覚障害者の誘導を行う者 が常駐する2以上の設備がある場合であって,当該2以上の設備間の 誘導が適切に実施されるときは,当該2以上の設備間の経路を構成す る通路については,この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段, 傾斜路およびエスカレーターの上端 および下端に近接する通路には, 視覚障害者誘導用ブロックを敷設す るものとする。
  - 第34条を第45条とする。
  - 第33条に次の4項を加える。
- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機,傾斜路,便 所,乗車券等販売所,待合所,案内所もしくは休憩設備(第5項にお いて「移動等円滑化のための主要な設備」という。)または同項に規 定する案内板その他の設備の付近には,これらの設備があることを表 示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。 第33条を第44条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

- 第33条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 有効幅員は、1. 4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1. 2メートル以上とすることができる。
  - (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造 上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメート ル以上とすることができる。
    - イ 自動的に開閉する構造または高齢者,障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。) において床面に高低差がある場合は,エレベーターまたは傾斜路を設けるものとする。ただし,構造上の理由によりやむを得ない場合においては,エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は,エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第35条の基準に適合するものに限る。)または傾斜路(第36条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
- 4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
  - (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。
    - ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。
    - イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない 構造とすること。

(出入口)

- 第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
    - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
    - イ 自動的に開閉する構造または高齢者,障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

- 第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 籠の内のり幅は1. 4メートル以上とし、内のり奥行きは1.35 メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベー ターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉 する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに 限る。)にあっては、この限りでない。
  - (2) 籠および昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠および昇降路の出入口を 確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造の エレベーターにあっては、この限りでない。
- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数,籠の内のり幅および内のり奥行きは,旅客特定車両停留施設の高齢者,障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

## (傾斜路)

- 第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
  - (1) 有効幅員は, 1. 2メートル以上とすること。ただし, 階段に併設する場合においては, 90センチメートル以上とすることができる。
  - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
  - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設け

ること。

- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、 滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで,第7号,第8号および第10号の 規定は,移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。 (エスカレーター)
- 第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号および第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのいずれかが適合していれば足りるものとする。
  - (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
  - (2) エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
  - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さと することができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路 に設けるエスカレーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先および昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号および第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするもの

とする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留または駐車の用に供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑 に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するため の設備および音声により提供するための設備を設けるものとする。た だし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場 合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に 便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第 1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化 された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替 えるものとする。

(乗車券等販売所, 待合所および案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は,第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとす る。
    - (ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
    - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の 円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する 者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、こ の限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所および案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所または案内所(勤務する者を置かないものを除く。) は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるもの とする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車 券等販売所または案内所に表示するものとする。

## (券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただ し、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場 合は、この限りでない。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

## (提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の 一部改正に伴う自転車歩行者専用道路等の構造に関する規定の整備等を するため